

平成 28 年 5 月 17 日

各 位

会 社 名 テンポホールディングス株式会社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 水 田 正 道
(コード番号 2181 東証第一部)
問 合 せ 先 執 行 役 員 (財 務 担 当) 関 喜 代 司
(TEL 03-3375-2220)

監査等委員会設置会社への移行及び定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 28 年 6 月 17 日開催予定の当社第 8 回定時株主総会において承認されることを条件として「監査等委員会設置会社」へ移行することを決定し、これに伴い、同株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

なお、本件に伴う役員人事につきましては、本日開示の「監査等委員会設置会社移行後の役員人事に関するお知らせ」をご覧ください。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行

(1) 移行の目的

当社は、「雇用の創造、人々の成長、社会貢献」の企業理念のもと、当社グループを取り巻くすべてのステークホルダーから信頼され続け、また同時に社会に貢献できる企業を目指しております。そのため経営の透明性や健全性に加え、いかなる場面において社会倫理と法令遵守に基づき行動する企業風土を醸成し、また堅持し続けるための体制作りを従前より進めておりました。

今般、監査等委員会設置会社へ移行し、委員の過半数が社外取締役で構成される監査等委員会が業務執行の適法性、妥当性の監査・監督を担うことで、コーポレートガバナンスの一層の充実を図り、ステークホルダーの期待に適う更なる企業価値向上を目指してまいります。

(2) 移行の時期

平成 28 年 6 月 17 日開催予定の当社第 8 回定時株主総会において、移行に必要な定款変更についてご承認をいただき、監査等委員会設置会社に移行する予定です。

2. 定款の一部変更

(1) 変更の理由

監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設、監査役会及び監査役に関する規定の削除ならびに取締役会および取締役に関する規定の変更等を行うものであります。また上記に伴い条数や字句、その他所要の整備を行うものであります。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は別紙の通りであります。

(3) 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 28 年 6 月 17 日 (金)

定款変更の効力発生日 平成 28 年 6 月 17 日 (金)

以上

【別紙】

現行定款	変更案
<p>第1章 総則 第1条～第3条（条文省略）</p> <p>第4条（機関） 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 <u>(2) 監査役</u> <u>(3) 監査役会</u> <u>(4) 会計監査人</u></p> <p>第5条（条文省略）</p>	<p>第1章 総則 第1条～第3条（現行どおり）</p> <p>第4条（機関） 当社は、株主総会<u>及び</u>取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 <u>(2) 監査等委員会</u> <u>(3) 会計監査人</u></p> <p>第5条（現行どおり）</p>
<p>第2章 株式（条文省略）</p>	<p>第2章 株式（現行どおり）</p>
<p>第3章 株主総会（条文省略）</p>	<p>第3章 株主総会（現行どおり）</p>
<p>第4章 取締役<u>および</u>取締役会</p> <p>第19条（員数） 当社の取締役は10名以内とする。</p> <p>第20条（選任方法） 取締役は、株主総会において選任する。</p>	<p>第4章 取締役<u>及び</u>取締役会</p> <p>第19条（員数） 当社の<u>監査等委員である取締役以外の取締役</u>（以下「監査等委員でない取締役」という。）は10名以内とする。 2. 当社の監査等委員である取締役は5名以内とする。</p> <p>第20条（選任方法） 取締役は、株主総会において選任する。 2. <u>前項の規定による取締役の選任は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別してしなければならない。</u></p>
<p>2.～3.（条文省略）</p> <p style="text-align: center;">（新 設）</p>	<p>3.～4.（現行どおり）</p> <p>第21条（解任方法） <u>取締役は、株主総会において解任することができる。</u> 2. <u>監査等委員でない取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u> 3. <u>監査等委員である取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p>

現行定款	変更案
<p>第21条（任期） 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>2. 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>第22条（代表取締役及び役付取締役） 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。 2. 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>第23条（取締役会の招集権者及び議長） 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。 2. 取締役社長に欠員又は事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>第24条（取締役会の招集通知） 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2. 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第25条（条文省略）</p> <p style="text-align: center;">（新 設）</p>	<p>第22条（任期） <u>監査等委員でない取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 3. <u>任期の満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、退任した取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>第23条（代表取締役及び役付取締役） 取締役会は、その決議によって、<u>監査等委員でない取締役の中から</u>代表取締役を選定する。 2. 取締役会は、その決議によって、<u>監査等委員でない取締役の中から</u>、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>第24条（取締役会の招集権者及び議長） 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。 2. 取締役社長に欠員又は事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p><u>3. 前二項に関わらず、監査等委員会が選定する監査等委員は、取締役会を招集することができる。</u></p> <p>第25条（取締役会の招集通知） 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2. 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第26条（現行どおり）</p> <p><u>第27条（重要な業務執行の決定の委任）</u> <u>当社は、取締役会の決議によって、重要な業務の執行（会社法第399条の13第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p>

現行定款	変更案
<p>第 26 条 (条文省略)</p> <p>第 27 条 (報酬等) 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益 (以下、「報酬等」という。) は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第 28 条 (取締役の責任免除)</p> <p>当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、金 100 万円以上であらかじめ定めた額又は法令が規定する最低責任限度額のいずれか高い額とする。</u></p>	<p>第 28 条 (現行どおり)</p> <p>第 29 条 (報酬等) 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益 (以下、「報酬等」という。) は、株主総会の決議によって定める。</p> <p><u>2. 前項に定める事項は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定めなければならない。</u></p> <p>第 30 条 (取締役の責任免除) <u>当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役 (取締役であった者を含む。) の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p><u>2. 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役 (業務執行取締役等である者を除く。) との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、金 100 万円以上であらかじめ定めた額又は法令が規定する最低責任限度額のいずれか高い額とする。</u></p>
<p>第 5 章 <u>監査役および監査役会</u></p>	<p>第 5 章 <u>監査等委員会</u></p>
<p>第 29 条 (員数) <u>当会社の監査役は 5 名以内とする。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>第 30 条 (選任方法) <u>監査役は、株主総会において選任する。</u> <u>2. 当会社の監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>第 31 条 (任期) <u>監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> <u>2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>第 32 条 (常勤の監査役) <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>	<p>第 31 条 (常勤の監査等委員) <u>監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>

現行定款	変更案
<p><u>第 33 条 (監査役会の招集通知)</u> <u>監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> 2. <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p> <p><u>第 34 条 (監査役会規程)</u> <u>監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p> <p><u>第 35 条 (報酬等)</u> <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p><u>第 36 条 (監査役の責任免除)</u> <u>当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、金 100 万円以上であらかじめ定めた額又は法令が規定する最低責任限度額のいずれか高い額とする。</u></p>	<p><u>第 32 条 (監査等委員会の招集通知)</u> <u>監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> 2. <u>監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p><u>第 33 条 (監査等委員会規則)</u> <u>監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</u></p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p>
<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>第 6 章 <u>会計監査人</u></p> <p><u>第 34 条 (会計監査人の選任)</u> <u>会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p><u>第 35 条 (会計監査人の任期)</u> <u>会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 2. <u>会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</u></p> <p><u>第 36 条 (会計監査人の報酬等)</u> <u>会計監査人の報酬等は、取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</u></p>
<p>第 6 章 計算</p> <p>第 37 条～第 41 条 (条文省略)</p>	<p>第 7 章 計算</p> <p>第 37 条～第 41 条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
	<p data-bbox="847 353 906 387"><u>附則</u></p> <p data-bbox="847 427 1469 495"><u>第1条（監査等委員会設置会社移行前の監査役の責任免除の経過措置）</u></p> <p data-bbox="847 501 1469 748"><u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、平成28年3月31日に終了する事業年度に関する定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の、会社法第423条第1項の行為に関する社外監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を限定する契約については、なお従前の例による。</u></p>